

平成 2 5 年度事業計画

わが国では、昨年 1 2 月の衆議院解散・総選挙により、政権交代が行われ、政府は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、日本経済の再生を目指している。一方、東日本大震災からの被災地の復興については未だ道半ばであり、また、燃料価格の上昇や本年 3 月末の中小企業金融円滑化法終了に伴う資金供給に対する不安も相俟って、税理士の関与先である中小企業は依然として厳しい経営環境におかれている。

税理士法改正については、国税庁、財務省主税局との勉強会における「論点整理メモ」の公表を経て、昨年 9 月の理事会において「税理士法に関する改正要望書」を決定し、1 1 月には実現可能な項目という視点から 1 2 項目から成る「平成 2 5 年度改正要望項目」を取りまとめ、関係各方面に税理士法改正の実現について働きかけた。その後、平成 2 5 年 1 月 2 4 日に決定された平成 2 5 年度税制改正大綱の検討事項として「税理士制度については、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、関係者等の意見も考慮しながら、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて引き続き検討を進める」こととされ、平成 2 3 年度及び平成 2 4 年度の税制改正大綱から、より具体的な形で明記された。今後、税理士法改正の実現に向けて会員が一丸となって全力で取り組む必要がある。

また、この大綱において、税制については、消費税率引上げに伴う住宅取得等に係る措置や東日本大震災の復興支援など、わが国が直面する課題への対応を講じる一方で、社会保障・税一体改革の着実な実施、成長による富の創出に向けた税制措置といった観点から、中長期的な課題にも取り組んでいくとされている。税制及び税務行政の改善に寄与することは、税務の専門家団体である税理士会に課せられた公共的使命の一つであり、今後とも国民・納税者が納得して納税できる税制の実現に向けて、的確に対応していく。

東日本大震災・原発事故による被災地・被災者への復興支援については、被災者や避難者等の苦しみを忘れることなく、税務の専門家として出来ることを検討し、復興支援施策を講じていく必要がある。

会計参与普及推進特別委員会と中小企業会計研究会を発展的に解消し、新たに設置される「中小企業対策特別委員会」において、会計参与制度については、引き続きその普及推進に努めるほか、「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の普及定着を進めるとともに、関係官庁、金融機関及び信用保証協会との連携を図りながら、中小企業支援に必要な施策を積極的に講じていく。

電子申告・電子納税制度については、昨年 6 月に公表された「業務プロセス改革計画」において非常に高い数値目標が掲げられている。今後とも国民・納税者の利便性や効率性の見地から国税庁や地方税電子化協議会等との協議を行うなど、引き続きその利用促進を図る必要がある。

書面添付制度については、法第 1 条の理念を実現するものであり、納税者との信頼関係を深め、業務水準の向上に資することにもなることから、より一層の普及・定着を推進する。

租税教育については、平成 2 5 年度税制改正大綱において「租税の役割や申告納税制度の意義等についての国民・納税者の理解を深めるため、租税教育の充実を図る」と改めてその重要性が認識され

ている。本会では、これまで社会貢献事業の一環として積極的に租税教室・寄附講座を実施し、また、昨年4月には当該事業を専担する租税教育推進部を設置するなどして、一層積極的に取り組んでいるところであるが、文部科学省、総務省及び国税庁による「租税教育推進関係省庁等協議会」における協議の推移を踏まえつつ、将来の租税教育を担う教員等への具体的な施策を講じるなど、これまで以上に取組みを進めていく。

このような税理士制度を取り巻く状況を踏まえ、かつ、TPPなど規制改革の動きを注視しつつ、より一層、国民・納税者の利便に資し、その信頼に応え時代に即応した税理士制度の確立を図るため、平成25年度において、本会は、次に掲げる施策を優先しつつ、事業活動を積極的に展開する。

<重点施策>

- 一 国民・納税者の信頼に応え得る税理士制度の確立を目指し、税理士法改正の速やかな実現に向けて具体的な施策を推進する。
- 二 税制及び税務行政の改善進歩に資する提言及び建議を行う。
- 三 東日本大震災・原発事故による被災地・被災者への復興に向けた支援対策を引き続き講じる。
- 四 会計参与制度並びに「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の普及を推進するとともに、中小企業の育成と保護を図るため、関係省庁等との連携・協力のもと、中小企業支援施策を積極的に進める。
- 五 電子申告・電子納税制度の利用促進のための施策を推進するとともに、税理士用電子証明書の全員取得を推進する。
- 六 書面添付制度の普及・定着を図るための施策を推進する。
- 七 租税教育の普及、推進及び充実を図る。
- 八 サービス貿易の自由化(GATS及びTPP、EPA、FTA協議等を含む。)に係る議論の動向を注視するとともに、規制改革全般に亘り意見表明を行うなど適切に対応する。
- 九 独自事業を中心とした税務支援事業の定着を図るとともに、受託事業及び協議派遣事業について適切に対応する。
- 十 税理士の資質の向上を図るため、研修制度の充実等所要の方策を講じる。
- 十一 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚を図る。
- 十二 税理士会会員の利便に資するため、公益財団法人日本税務研究センター等と連携して、税務相談体制の充実を図る。
- 十三 「日税連成年後見支援センター」が実施する事業活動の充実を図り、税理士による成年後見制度への参画を促進するほか、地方公共団体の監査制度及び政治資金監査制度等の公益活動について積極的に取り組む。
- 十四 国民・納税者の税理士制度への理解を深めるため、対外広報を強化する。
- 十五 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(AOTCA)の事業活動を支援する。

<各部・委員会等事業>

1 総 務 部

- (1) 各部、委員会との連絡調整に努め、円滑な会務運営を図る。
- (2) 事務局の効率的運営を図るとともに、関係諸規程の整備を行う。
- (3) 個人情報に関し、他の分掌機関と連携し管理体制の整備を行う。
- (4) 税理士職業賠償責任保険制度の改善合理化を図るとともに会計参与賠償責任保険制度を推進する。
- (5) 税理士及び税理士法人に関する情報開示を推進する。
- (6) 会館の管理・運営を適正に行うとともに入居団体との連絡調整を図る。
- (7) 税理士会の紛議調停制度の連絡調整を行う。
- (8) 税理士会との連絡調整に努める。
- (9) 表彰制度の合理的運営を図る。
- (10) 業界功労者の栄典を推進する。
- (11) 関係諸機関との連絡調整に努める。
- (12) 災害発生等緊急時における諸対策を引き続き検討し、併せて関係諸規則の整備を図る。
- (13) 日本税理士厚生年金基金、日本税理士国民年金基金との連繋を図り、事業への協力に努める。

2 財 務 部

- (1) 予算の適正な執行の監理を行う。
- (2) 健全な財務体質の確保を図る。
- (3) 各種事業に関し、適正な資金計画を策定する。
- (4) 本会が保有する資金の保全を図る。
- (5) 各税理士会経理部等と連絡協議を行う。

3 広 報 部

- (1) 機関紙「税理士界」を発行する。
- (2) TV、ラジオ、インターネット、新聞・雑誌等のメディアを利用して対外広報活動を行う。
- (3) ホームページの充実を図る。
- (4) 対外広報ツールを企画・制作する。
- (5) 「税理士記念日」行事及び「税を考える週間」参加行事を企画実施する。
- (6) パブリシティ活動を進める。
- (7) 広報活動の一層の充実を図る。

4 制 度 部

- (1) 税理士制度及びこれに関連する諸制度の検討を進める。
- (2) 各国の税理士及び職業会計人制度とわが国の制度との比較研究を進める。
- (3) 税理士法改正特別委員会との緊密な連繋を図り、その運営に協力をする。
- (4) 「第 6 回税理士実態調査」の実施に向けて検討を進める。

5 調査研究部

- (1) 税制及び税務行政の改善整備に関する建議書を作成するとともに、関係諸機関との折衝等を進めその実現に努める。
 - (2) 税務行政手続の整備についての調査研究を進める。
 - (3) 諸外国の税制及び税務行政を調査し、わが国の制度との比較研究を進める。
 - (4) 税理士業務に関連する会計制度、会社法制、IFRS等について調査研究を進める。
 - (5) 「公開研究討論会」を企画実施する。
 - (6) 「日税研究賞」を公益財団法人日本税務研究センターと協議のうえ企画実施する。
 - (7) 税制審議会及び公益財団法人日本税務研究センターとの連携を図る。
 - (8) 中小企業会計研究会と連携し、「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」について調査研究を進める。
- 定期総会終了後、(8)は中小企業対策特別委員会に引継ぐ。

6 業務対策部

- (1) 税理士の職域の確保・拡充を図るため税理士会会員の業務改善に関する諸施策について検討する。
 - (2) 税理士の業務に関する専門家責任を実現する観点から、業務水準の向上方策を周知するための施策を講じる。また、税理士法改正の状況を踏まえ、平成21年3月に発行した「税理士の専門家責任を実現するための100の提案」の改訂について検討を行う。
 - (3) 国税庁と協議のうえ、書面添付制度の普及・定着を一層進めるための施策を講じる。
 - (4) 関係団体との緊密な連携のもと、税理士会員のための税務相談事業を実施する。
 - (5) 「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の普及定着を図るため、所要の対策を講じる。
 - (6) 中小企業庁等との緊密な連携のもと、中小企業支援施策に協力する。
 - (7) 東日本大震災救援対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する震災関連施策に協力する。
- 定期総会終了後、(5)～(7)は中小企業対策特別委員会に引継ぐ。

7 研修部

- (1) 税理士研修制度の更なる充実を図る。
- (2) 「全国統一研修会」を企画実施する。
- (3) 「登録時研修」を企画実施する。
- (4) マルチメディアを利用した研修を企画実施し、その普及拡大に努める。
- (5) 研修受講管理システムの早期定着を図るとともに、その効率的運用に努める。
- (6) 税理士法改正特別委員会と連携し、税理士法改正に係る検討に協力する。

8 税務支援対策部

- (1) 独自事業、受託事業及び協議派遣事業の定着を図る。
- (2) 受託事業のあり方について、国税当局との協議を進める。
- (3) 税務支援における電子申告について適切に対応する。
- (4) 税務関連諸団体との協調関係を促進するため、これら団体及び関係官庁との間で協議を積極的に進める。
- (5) 税理士法第 5 0 条（臨時の税務書類の作成等）問題に関する対策を進める。
- (6) 「特設の会場で行う税務相談」の適正・円滑な実施のための対策を進める。
- (7) 当部事業に関連した職域侵害への防止対策を講じる。
- (8) 離島支援事業及び離島対策費のあり方について検討する。
- (9) 東日本大震災救援対策本部と連携し、同部の実施する震災関連税務支援施策に協力する。
- (10) 税理士法改正特別委員会と連携し、税理士法改正に係る検討に協力する。

9 綱紀監察部

- (1) 税理士の倫理の高揚を図る。
- (2) 税理士の品位の向上を図る。
- (3) 所在不明確認調査に関する規則等の適正な運用を図る。また、調査の事務処理を行うとともに、税理士会との連絡調整を図る。
- (4) 税理士法第 5 2 条違反行為の排除に関する方策を講じる。特に、広域的な事案に対し税理士会との緊密な連携のもと対応を図る。
- (5) 税理士が主宰する会計法人及び税理士法人に併設される会計法人に係る問題点及びその対応策を検討するとともに、その適切な運営について、税理士会との緊密な連携のもと対応を図る。
- (6) 会則第 7 3 条に規定する税理士会の会員の不服申立てを処理する。
- (7) 情報機器を使った税理士法違反行為に対する排除方策を図る。
- (8) 税理士の業務広告（特にインターネットによるホームページ等）について税理士会との連絡調整を図り、対応策を検討する。
- (9) 税理士法改正の状況を踏まえ、綱紀規則（準則）の整備について検討を行う。
- (10) 綱紀保持に関する国税当局との協議会及び会員向け研修会の開催を推進する。

10 登録調査部

- (1) 登録申請書の調査を行い、その結果を登録審査会に報告する。
- (2) 各税理士会との連携を図り、登録調査事務の適正化及び統一化に努める。
- (3) 登録業務ネットワーク（個人情報保護を含む。）の適正な運営を図る。
- (4) 税理士の登録事務の改善整備を図る。
- (5) 税理士法人の届出に関する事務の適正な運営を図る。

11 公益活動対策部

- (1) 地方公共団体外部監査制度及び監査委員制度について、地方公共団体に対して税理士の外部監

査人選任要請及び監査委員登用要請を積極的に行うとともに、地方公共団体の監査制度研修を実施する。

- (2) 政治資金監査制度について、税理士の登録政治資金監査人への登用要請を積極的に行うとともに、政治資金監査に関する研修を実施する。
- (3) NPO法人の活動を支援する税理士のための諸施策を講じるとともに、NPO法人に関する研修施策を実施する。
- (4) 公益的業務に関し、税理士会との連絡調整を図るとともに、公益的業務に関する様々な職務に就く税理士の従事状況調査を実施し、支援方策等について税理士会と連携して支援する体制を検討する。
- (5) 公益法人制度について、税理士の監事への登用推進方策を検討する。
- (6) 公益活動専用HP「税理士パブリックサークル」を適切に運用するとともに、会員・国民へ情報提供を行う。

1 2 租税教育推進部

- (1) 租税教育のあり方を研究し、その充実を図る。
- (2) 租税教育関係省庁等との連携により、効果的な租税教育を推進する。
- (3) 税理士会租税教育担当者の情報交換の場を設ける。
- (4) 次世代を担う税理士の輩出・育成及び将来の租税教育を担う教員養成を目的として、大学に「寄附講座」を開設する。

1 3 事業本部

- (1) 税務、会計、経営及び法律に関する図書類の監修、編集、刊行及び推薦に関する事業を実施する。
- (2) 税理士会員章略章等の作成頒布を行う。
- (3) 日本税理士協同組合連合会との連繫を図り、販売等に協力する。

1 4 会務制度委員会

- (1) 組織機構及び運営制度の改善合理化を図る。
- (2) 会則その他諸規則等の整備改善を図る。
- (3) 税理士会の会則変更に関する意見を立案する。
- (4) 税理士会の組織運営に関する制度の調査研究を進める。

1 5 情報システム委員会

- (1) 電子申告・電子納税制度の定着を図るための施策を更に推進する。
- (2) 日税連電子証明書の全税理士の取得に関わる施策を講じる。
- (3) 日税連電子証明書のあり方について検討を行う。
- (4) 会務及び税理士の業務の情報化に関する調査研究を行う。

- (5) X B R Lについて情報収集及び利用に向けての検討を行う。
- (6) 情報ネットワークについて、関連官公署・諸団体と連携をとりつつ関連情報の提供や活用について検討を行う。
- (7) 関係各部委員会と協力して情報通信技術全般の利用に伴う諸問題について検討を行う。

16 国際委員会

- (1) アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(AOTCA)との連携、協調を図り、同協会の運営を支援するとともに、事業活動を積極的に推進する。
- (2) AOTCAが主催するセミナーへのスピーカー等の派遣要請、特別運営委員会等に対応するための体制を整備する。
- (3) 国内外における研修会、コンベンション等を通じ、諸外国に対しわが国の税理士制度の紹介に努め、税務専門家制度の確立及び発展に寄与する。
- (4) 諸外国の関係諸機関及び諸団体との交流促進を図る。
- (5) 諸外国の税制及び税理士制度に関する情報収集に努める。
- (6) 税理士会における国際交流事業への対応について、連絡、調整を進め、必要な支援を行う。
- (7) 外国語版ホームページ掲載情報の充実を図る。

17 会計参与普及推進特別委員会

- (1) 会計参与制度の普及・推進を図るため、中小企業団体、金融機関、関係官庁等との連携に努め、所要の方策を講じる。
- (2) 会計参与制度を活用することにより、中小企業の金融の円滑化を図るため関係官庁、金融機関等と折衝を進める。
- (3) 会計参与制度に関する研修を企画、実施する。
- (4) 会員の会計参与業務水準の確保及び業務支援に関する施策を講じる。
定期総会終了後、廃止し、当事業計画案は中小企業対策特別委員会に引継ぐ。

18 法対策実行本部

税制改正問題、規制改革問題、税理士制度改革問題等についての対応策を樹立し、その実現に向けて強力な運動を推進する。

19 規制改革対策特別委員会

- (1) 資格制度に関する規制改革について調査研究を行うとともに、その対策を進める。
- (2) サービス貿易の自由化(GATS及びTPP、EPA、FTA協議等を含む。)に関する事項について調査研究を行うとともに、その対策を進める。
- (3) 納税環境整備への対応について、関係部・委員会と連携を図りつつ検討を進める。
- (4) 司法制度改革に関する事項について調査研究を行うとともに、その対策を進める。

(5) 犯罪収益移転防止法への対応について検討を進める。

2 0 総合企画室

(1) 会務に必要な情報、資料の収集、分析及びその活用を図る。

(2) 中長期の基本施策の調査研究を進める。

(3) 緊急を要する重要事案の対応策を講じる。

2 1 税理士法改正特別委員会

税理士法改正の速やかな実現を目指して諸施策を進める。

2 2 東日本大震災救援対策本部

東日本大震災に係る救援対策を講じる。

2 3 日税連成年後見支援センター

(1) 各税理士会における成年後見制度支援機関への業務支援及び連絡調整を行う。

(2) 成年後見業務従事者に関する情報を収集し、管理等について企画する。

(3) 成年後見制度に関する研修等の企画及び運営をするとともに倫理指導に関する施策を講じる。

(4) 成年後見賠償責任保険の内容改善を図るとともに、運営方法等の見直しを行う。

(5) 成年後見制度に関する調査及び研究を行う。

(6) 成年後見基金（仮称）のあり方について検討を行う。

(7) 成年後見制度に関する行政・司法機関及び各種団体との連絡調整を行う。

(8) 日税連成年後見支援センターホームページを適切に運用するとともに、会員・国民へ成年後見制度に関連する情報提供を行う。

2 4 中小企業対策特別委員会

(1) 会計参与制度の普及・推進を図るため、中小企業団体、金融機関、関係官庁等との連携に努め、所要の方策を講じる。

(2) 会計参与制度に関する研修を企画、実施する。

(3) 会員の会計参与業務水準の確保及び業務支援に関する施策を講じる。

(4) 「会計参与の行動指針」について、日本公認会計士協会と協議を行う。

(5) 中小企業庁等との緊密な連携のもと、中小企業支援施策に協力する。

(6) 会計参与制度を活用することにより、中小企業の金融の円滑化を図るため関係官庁、金融機関等と折衝を進める。

(7) 東日本大震災救援対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する震災関連施策に協力する。

(8) 「中小企業の会計に関する指針」(チェックリストを含む。)及び「中小企業の会計に関する基本要領」(チェックリストを含む。)の普及定着を図るため、所要の対策を講じるとともに、これら

の見直しも含め、調査研究を進める。
定期総会終了後、設置する。

2 5 税 制 審 議 会

税制、税務行政及び税理士制度に関する会長諮問について審議し、その結果を答申する。

2 6 中 小 企 業 会 計 研 究 会

- (1) 本会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会で構成する検討機関において、「中小企業の会計に関する指針」(チェックリストを含む。)の見直しを進める。
- (2) 「会計参与の行動指針」について、日本公認会計士協会と協議を行う。
- (3) 「中小企業の会計に関する基本要領」(チェックリストを含む。)の見直しを進める。
定期総会終了後、廃止し、当事業計画案は中小企業対策特別委員会に引継ぐ。

2 7 国 際 税 務 情 報 研 究 会

諸外国における税理士制度の導入・普及の促進、税務関係機関及び団体との交流事業の推進、税務情報の収集等の施策についての調査研究を行うとともに、国際委員会との連携を図る。
定期総会終了後、設置する。

2 8 税 理 士 制 度 調 査 会

(活 動 休 止 中)